

第4部 規約・規定集

1 日本学連関係

日本学生オリエンテーリング連盟規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本連盟は日本学生オリエンテーリング連盟と称し、国際関係では The Inter-University Orienteering Federation of Japan と称する。

(目的)

第2条 本連盟は日本の学生オリエンテーリング界を統轄し、且つ、それを代表する学生の自治団体とする。本連盟は学生競技者精神を守り、学生界におけるオリエンテーリングの普及、発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本連盟は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 日本学生オリエンテーリング選手権大会（以下「インカレ」と略す）及び、日本学生オリエンテーリング選手権ショートディスタンス競技大会（以下「インカレショート」と略す）の開催

2. 連盟報、その他刊行物の発行
3. その他、本連盟の目的に適う一切の事業

2 日本学生オリエンテーリング選手権大会は国際関係では Japan Inter-Collegiate Orienteering Championships と称する。

(年度)

第4条 本連盟の年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第2章 組織

(組織)

第5条 本連盟は次の6地区学生オリエンテーリング連盟（以下「地区学連」と略す）で組織する。

1. 北海道東北学生オリエンテーリング連盟(北海道・青森・秋田・山形・岩手・宮城・福島)
2. 関東学生オリエンテーリング連盟(茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・山梨)
3. 北信越学生オリエンテーリング連盟(長野・新潟・富山・石川・福井)
4. 東海学生オリエンテーリング連盟(静岡・愛知・岐阜・三重)
5. 関西学生オリエンテーリング連盟(京都・大阪・奈良・和歌山・兵庫・滋賀)
6. 中国九州四国学生オリエンテーリング連盟(鳥取・島根・岡山・広島・山口・福岡・佐賀・長崎・熊本・鹿児島・大分・宮崎・沖縄・愛媛・高知・徳島・香川)

第3章 地区学連

(地区学連の規約)

第6条 地区学連の規約は本連盟の規約に準じて作られる。その規約は本連盟の承認を受けるものとする。規約に改正のあるときは、その都度、本連盟に申請し、総会の承認をうけなければならない。

(地区学連への加盟資格)

第7条 地区学連に加盟できる資格は、学校教育法、同施行細則の大学設置基準によって設置された大学、短期大学設置基準によって設置された短期大学、高等専門学校設置基準によって設置された高等専門学校（4・5年）、及びこれに準ずるもので地区学連に認められたものとする。

(加盟形態)

第8条 地区学連への加盟形態は、加盟、準加盟の二種とする。

(加盟者名簿)

第9条 地区学連は、その加盟を認めた者につき、加盟者名簿を6月30日までに本連盟事務局に提出しなければならない。7月以降の加盟、並びに取り消しは、その都度通知しなければならない。但し年度途中の加盟は12月31日までを有効とする。

2 加盟は、年度毎に更新されなければならない。

(加盟料の納入)

第10条 地区学連は加盟校、準加盟校の加盟料をとりまとめ、毎年6月30日までに本連盟に納入しなければならない。

2 すでに納めた加盟料は事情の如何にかかわらず、これを返還しない。

(競技結果の報告)

第11条 地区学連は対抗戦、記録会などの諸大会の都度、本学連事務局に結果を送付しなければならない。

第4章 加盟

(加盟)

第12条 各地区学連の加盟をもって、本連盟の加盟手続もなされるものとする。

(加盟校)

第13条 加盟校は総会への出席、参加につき、権利を有し、義務を負う。

(準加盟校)

第14条 準加盟校は本連盟の活動に参加し、本連盟からの連絡を受けることができる。

第5章 総会

(総会の構成)

第15条 総会は、全加盟校の代表及び役員によって構成される。

2 総会は、加盟校総数の過半数の出席をもって成立する。

(総会の義務)

第16条 総会は、本連盟の最高議決機関であり、次に掲げる事項について議決、承認する。

- 1 予算及び決算
 - 2 役員、委員長の選出及び罷免
 - 3 規約の改正
 - 4 その他、本連盟の運営に関する重要事項
- 2 総会において、各加盟校は本連盟の運営若しく

は資産の状況又は役員の事務執行について、役員に対して意見を述べることができる。

(総会の招集)

第17条 総会は次の場合、幹事長がこれを招集する。

- 1 年2回の定例総会
 - 2 幹事長が必要と認めた場合
 - 3 幹事会が開催を議決した場合
 - 4 理事会が開催を議決した場合
 - 5 加盟校総数の4分の1以上の加盟校から、会議に付議すべき事項を示して総会の招集を請求された場合
- 2 幹事長は、前項第4号の規約によって加盟校から総会の招集を請求された場合にはその請求のあった日から30日以内にこれを招集しなければならない。
- 3 総会を招集するには、幹事長は会日の14日以前に加盟校に日時、場所について通知しなければならない。この通知には会議の目的とされる事項が記載されなければならない。

(議長)

第18条 総会に議長を1人置く。

- 2 議長は他のすべての案件に先立って加盟校代表の中から選出される。

(委任状)

第19条 総会にやむをえず出席できない加盟校は、別に定める規則により、議長宛に委任状を託さなければならない。

(議決)

第20条 総会において、加盟校は平等の議決権、選挙権を有する。

- 2 総会の議事はこの規約に特別の定めのある場合を除いては、出席校の過半数をもってこれを決し、可否同数の場合は議長の決するところとする。

(緊急事項)

第21条 緊急を要する場合は、総会の議決を得なければならない事項についても幹事会がこれに代わって決定することができる。この場合、総会において事後承認を得なければならない。

第6章 役員

(役員)

第22条 本連盟に次の役員を置く。

第4部 規約・規定集

1. 会長	1名
2. 副会長	3名
3. 参与	若干名
4. 理事	10名程度
5. 幹事長	1名
6. 副幹事長	1名
7. 会計	1名
8. 会計監査	2名
9. 事業部長	1名
10. 広報部長	1名
11. 事務局長	1名
12. 地区代表幹事	6名

(会長)

第23条 会長は本連盟を代表する。

2 会長は理事会が推薦する。

(副会長)

第24条 副会長は会長を補佐し、会長の不在のときこれを代行する。

2 副会長は理事会が推薦する。

(参与)

第25条 参与は本連盟の重要事項についての諮問に応じる。

2 参与は理事会が推薦する。

(理事)

第26条 理事の任命及び罷免は幹事会が行う。

2 理事のうち互選により1名を理事長とし、理事長は理事会を統轄する。

(理事会)

第27条 理事会は理事及び幹事長によって組織され、この規約に基づき本連盟の重要な業務の執行を決定する。

2 理事会は理事長が必要と認めたときにこれを招集して開催する。

(幹事長)

第28条 幹事長は総会、幹事会等で決定された意思に基づき、本連盟の運営を執行且つ統轄する。

(副幹事長)

第29条 副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長不在のときこれを代行する。

(会計)

第30条 会計は本連盟の会計事務を統轄する。

(会計監査)

第31条 会計監査は本連盟の会計事務を監査する。

(地区代表幹事)

第32条 地区代表幹事は地区学連を代表し、業務を処理する。

2 地区代表幹事は地区学連が推薦する。

(幹事)

第33条 会長・副会長・参与・理事・会計監査以外の役員を幹事と称する。

(幹事会)

第34条 幹事会は幹事によって組織され、この規約に基づき本連盟の業務の執行を決定し、その運営の責に任ずるものとする。

(役員を選出)

第35条 第22条第1号から第4号までに定める役員は総会の承認により決定する。

2 第22条第5号から第11号までに定めたる役員は加盟校に所属する者の中から総会の議決により決定する。

3 第22条第12号に定めたる役員は、当該地区学連がそれぞれの加盟校に所属する者の中から推薦し、総会の承認により決定する。

(役員任期)

第36条 幹事及び会計監査の任期は4月1日から翌年3月31日までの1年とする。但し留任を妨げない。

2 理事の任期は4月1日から翌々年3月31日までの2年とする。但し留任を妨げない。

3 補欠によって選出された役員任期は、前任者の任期の残余期間とする。

第7章 事務機構

(事務機構)

第37条 本連盟に次の事務機構を置く。

1. 事業部 インカレその他の事業を行う。

2. 広報部 連盟報その他刊行物の発行を行う。

3. 事務局 加盟事務その他一切の事務を行う。

(事務機構の構成)

第38条 各部局は加盟員で構成され、第35条第2項の定めによって選出される部長若しくは局長により統轄される。

2 各部局は会計1名を互選する。

第8章 評議員

(評議員)

第39条 本連盟の目的に賛同し、本連盟の活動に参画する意思のある者は、幹事会の承認をもって評議員になることができる。但し評議員は、大学学部卒業生であることを原則とする。

(評議員の活動)

第40条 評議員は本連盟の構成員として、本連盟及び地区学連の事業が円滑に行われるよう、参画、助言、協力などの援助を行う。

第9章 賛助会員

(賛助会員)

第41条 本連盟の目的に賛同し、本連盟を賛助する意志のある者は、賛助会員となることができる。

第10章 委員会

(委員会)

第42条 本連盟は、その運営を円滑に遂行するため、委員会を置く。

2 委員会は常設委員会と臨時委員会に大別される。

第43条 本連盟の常設委員会として、評議員及び加盟員によって組織される技術委員会を置く。

(臨時委員会)

第44条 幹事会及び理事会は臨時に、評議員及び加盟員からなる委員会を置くことができる。

第11章 経費

(経費)

第45条 本連盟の経費は次のもので支弁する。

1. 加盟料
2. 関係機関及び団体から受ける補助金
3. 事業収入
4. 賛助金、寄附金、及びその他の収入

(加盟料の金額)

第46条 加盟料の金額は総会の承認を経て定める。

第12章 改正

(改正)

第47条 本規約の改正は、総会において加盟校総数の過半数の賛成を必要とする。

第13章 補則

(細則)

第48条 本規約の施行について必要な事項に関する細則は別に定める。

昭和52年11月11日制定

昭和59年12月1日施行

昭和62年11月23日改正

平成2年3月19日改正

平成5年3月15日全文改正

平成10年3月9日改正

総会の欠席に関する規則

(委任状の提出)

第 1 条 総会にやむを得ず出席できない加盟校(欠席校)は開会までに委任状を幹事長に託し、幹事長は総会議長が選出されるまでこれを預かるものとする。

(委任状の様式)

第 2 条 委任状は以下の様式をもって原則とする。

(委任状の効力)

第 3 条 欠席校は委任状の提出をもって、総会に参加したものとし、総会において議決・承認された事委任状(書式)

項につき、明確に効力が及ぶところとなる。

(意見書)

第 4 条 欠席校が前もって通知された会議の目的とされる事項につき、意見書を提出することができる。

(改正)

第 5 条 本規則の改正は総会の議決による。

(施行)

第 6 条 本規則は平成 2 年 4 月 1 日より施行する。

	平成	年	月	日
第	回	日本学連	総会議長	殿
		加盟校名		
		学校代表者名		印
我々の大学は第 回日本学連総会に出席できないので委任状を提出します。				
なお、総会において議決・承認された事項の一切につき、その決定に従います。				

平成 2 年 3 月 19 日 制定

加盟に関する規則

(趣旨)

第1条 本規則は、日本学生オリエンテーリング連盟規約第48条により、本連盟の加盟に関する細則となるものである。

(加盟員資格)

第2条 加盟員となる資格をもつのは、原則として規約第7条に定められた加盟校、準加盟校(以下、加盟校という)となる資格を有する、大学、短期大学、高等専門学校(4・5年)(以下、大学等という)に正規生として学籍を有する者で、大学院学生、専攻科学生、あるいは聴講生、研究生などの非正規生を除く。

(加盟員資格の確認)

第3条 本連盟及び地区学連は、加盟校に対し加盟員資格を証明する書類の提出を求めることができる。

- 2 所属加盟校に変更のある者、中断後に再び加盟しようとする者は、加盟手続きにおいてその旨を届け出なければならない。

(規約外の学校の加盟)

第4条 大学等と同様の入学資格を必要とし、類似のカリキュラムを有する教育機関は、地区学連の承認をもって加盟校の資格を有し、その学校に正規生として在籍する者は加盟員となる資格を有する。

(複数校の合併加盟)

第5条 1校で1加盟校として加盟することを原則とするが、複数の大学等が社会通念上1校と見なし得る場合、地区学連の承認をもって複数の大学

等が1加盟校として加盟することができる。但し、複数の4年制大学をその中に含むことはできない。

- 2 加盟校としての名称は必ずそのうちの1校を代表として採るものとするが、その採用の優先順位は、大学、短期大学、その他の学校とする。

(1校の分割加盟)

第6条 1校で1加盟校として加盟することを原則とするが、1大学等が地理的に隔たった複数のキャンパスから構成され、その間に就学年次を通じて学生生活上の交流がなく、1校としての加盟が不都合である場合、地区学連の、複数の地区にかかわる場合は当該全地区学連の承認をもって複数校として加盟できる。

- 2 加盟校としての名称は、通例に従い学部あるいは地名を付記するものとする。

(特例加盟の手続き)

第7条 第4条から第6条までに該当する特例加盟については、地区学連に加え、本連盟幹事会の承認を必要とするものとする。

(加盟校名称の変更)

第8条 加盟校名称の変更を要する場合には、加盟手続きにおいてその旨を届けなければならない。

(改正)

第9条 この規則の改正は総会の議決による。

日本学生オリエンテーリング連盟会計運用細則

(目的)

第1条 本細則は、日本学連の会計業務に関わる者が、円滑に業務を遂行できるよう、定めるものである。

(適用)

第2条 本細則は以下に述べる地区学連・部局等の各会計担当者に適用する。

1. 日本学連
2. 各地区学連
3. 各部局(事業部・広報部・事務局)
4. 幹事会
5. 理事会
6. 各種委員会(インカレ、ショートインカレ、技術、活動報告書、等)
7. その他、日本学連より予算交付を受けた者および日本学連会計より指名された者

(会計担当者の指名)

第3条 上記各会計担当者は、上記各所属組織の規則又は、代表者の指名に基づき、決定される。各組織の代表者は各年度の4月10日まで、または、組織発足後すみやかに、会計担当者の氏名を日本学連会計に連絡しなければならない。会計担当者を変更する場合は、日本学連会計に連絡しなければならない。

(予算の請求)

第4条 日本学連に対し、予算を請求する場合は、原則として前年度の1月末日までに、日本学連会計に対し、所定の書式で請求書を提出しなければならない。

(予算の立案)

第5条 日本学連会計は予算案を前年度の2月末日までに立案しなければならない。

(予算の承認)

第6条 予算は前年度3月末日までに、総会の承認を得なければならない。

(予算の交付)

第7条 日本学連会計は予算に基づき予算を交付する。なお、交付にあたっては、所定の帳票で幹事長の承認を得なければならない。

(予算の管理)

第8条 予算の交付を受けた会計責任者は、日本学連会計運用マニュアルに従い、業務を遂行しなければならない。

(決算報告)

第9条 予算の交付を受けた会計責任者は、当該部局・委員会の活動終了後2ヵ月以内、又は翌年度の4月30日までに、決算報告を、所定の書式で提出しなければならない。なお、インカレ実行委員会等活動を年度で区切れないものについては、3月31日時点の支出状況を報告しなければならない。

(日本学連会計報告)

第10条 日本学連会計は、原則として翌年の12月31日までに、会計報告を総会に提出しなければならない。

(支出の承認について)

第11条 各会計責任者は、以下に定める額以上の支払いを行う場合、別紙書式により下記承認を受けなければならない。

なお、支払いとは、当該金額以上の物品を一度に購入する場合。およびある特定の個人および団体に対して、一度に支払う場合。(分割支払い等により、一度に支払う額が規定額を下回る場合でも、同一の支払いと考える場合は、承認を受けなければならない。)

1. 当該支出項目の予算を計上している場合
当該支出を予算として計上している場合は、下記承認を得たうえで支払いを行うことが出来る。

- (1) 5万円以上、10万円未満
・日本学連会計
- (2) 10万円以上20万円未満
・日本学連幹事長
- (3) 20万円以上
・日本学連総会

2. 当該支出項目の予算を申請していない場合
3万円以上の支出で当該支出の予算を申請していない場合は、予算の申請を行い、幹事会又は総会で承認を受けなければならない。

承認を受けた項目については、下記承認を得たうえで、支払いを行うことが出来る。

- (1) 3万円以上5万円未満
・日本学連幹事長および、担当理事
- (2) 5万円以上20万円未満
・日本学連幹事会
- (3) 20万円以上
・日本学連総会

第 4 部 規約・規定集

3. インカレ実行委員会およびショートインカレ実行委員会については、日本学連が派遣するテクニカルアドバイザーの承認により、上記承認に代わる事とする。なお、テクニカルアドバイザーは、必要に応じて技術委員会および、理事会に対して支出の報告を行わなければならない。

(規則の改正)

- 第12条 本規則の改正には日本学連総会の承認を必要とする。

平成8年3月11日制定

平成11年11月13日改正

平成12年3月13日改正予定

日本学生オリエンテーリング連盟会計監査細則

- 第1条 本細則は、日本学連の会計監査に関する内規である。

- 第2条 日本学連規約第31条に規定される会計監査は、本規約に従って業務を遂行しなければならない。また、日本学連は会計監査の選出等、本規約によって規定されている事項を原則として守らねばならない。

- 第3条 原則として、日本学連会計監査は1名を関東地区、1名をそれ以外より選出するものとする。

- 第4条 原則として、日本学連会計監査はその業務遂行年度に日本学連加盟3年目以上でなければならない。

- 第5条 日本学連会計監査は、日本学連会計細則に従い各会計業務の監査を行う。

ただし、次ぎに定める業務については、本細則に従って業務を遂行しなければならない。

- 1、各幹事会毎に、会計が報告する内容について

て事前に監査を行う。

- 2、各総会毎に、会計が報告する内容について事前に監査を行う。

- 3、もし、上記1・2項の監査において問題がある場合は、速やかに幹事長にたいし、報告および改善勧告を出さなければならない。

- 第6条 日本学連会計監査は、年度途中の監査については、最低限以下のチェックを行うものとする。

- 1、予算の執行状況

- 2、日本学連会計細則・マニュアルに基づいて会計運営が行われているか

- 3、高額支出のチェック

- 4、残高のチェック

- 第7条 本細則の改正は日本学連幹事会の承認を必要とする。

日本学生オリエンテーリング連盟後援に関する規定

第 1 条 (趣旨) この規定は、日本学生オリエンテーリング連盟が、オリエンテーリング大会等事業(以下「事業」という)を後援する際について、必要な事項を定めるものである。

第 2 条 (後援の条件) 後援を受けることのできる条件は、次のとおりとする。

1. 地区学連が主催する事業
2. 加盟校が主催する事業
3. その他、幹事会が適当と認めた事業

第 3 条 (後援の申請) 後援を得ようとする事業の主催者は、別に定めた後援申請書に必要事項を記入し、事業開催日(複数日にわたって開催される事業についてはその開始日)の 6 ヶ月前までに日本学連事務局に提出しなければならない。

第 4 条 (後援の決定) 後援の決定は幹事会が行う。

第 5 条 (後援書の交付) 後援の承認を得た事業の主催者

に対し、本連盟は後援証を交付する。

第 6 条 (加盟員及び評議員・賛助会員の参加) 事業主催者は、参加する加盟員及び評議員・賛助会員に対し、何らかの便宜を図ることが望ましい。

第 7 条 (報告書) 事業主催者は事業終了後 2 ヶ月以内に報告書を事務局まで提出しなければならない。

第 8 条 (後援の取消) 幹事会は次の事項のいずれかに該当する場合、後援を取り消すことができる。

1. オリエンテーリングのモラルに反する行為が認められた場合
2. その他、重大な過失が認められた場合

第 9 条 (付則) この規定は、昭和 61 年 8 月 9 日より施行する。

平成 8 年 3 月 1 日 改正

平成 10 年 3 月 9 日 改正